

横浜国立大学大学院教育学研究科 教育相談・支援総合センター研究論集 編集規程

制定 平成 17 年 03 月 23 日

改正 平成 26 年 03 月 06 日

第 1 条 横浜国立大学大学院教育学研究科 教育相談・支援総合センター研究論集（以下「研究論集」という）の編集等については、この編集規程に定めるところによる。

第 2 条 編集委員会の責務

- (ア)研究論集の編集・刊行に関する業務は編集委員会が行う。編集委員会は、運営委員の中から選出された編集委員長および編集委員によって構成される。編集委員会記録は編集委員長が作成する。
- (イ)編集委員長は、研究論集の編集・刊行に関する業務を総括する（編集、印刷、配布等）。

第 3 条 研究論集の内容および編集方針

- (ア)研究論集には、巻頭言、特集、研究論文（Research and Practices）の他、文献研究（Review）、および前年度の活動報告などの欄を設ける。
- (イ)巻頭言や特集などの運営委員会が依頼する原稿は、運営委員会で掲載の有無を審議し、編集委員長が書面で原稿の依頼をする。
- (ウ)研究論文欄は、未刊行の学術論文（事例研究も含む）の発表にあてる。
- (エ)文献研究欄は、特定のテーマに関する重要な文献をまとめた未刊行のものを掲載する。
- (オ)投稿論文は、編集委員会によって審査され、採択の可否が決定される。なお、編集委員会は原則として運営委員を中心に査読を依頼し、その査読結果を参考にして採択の可否を決定する。
- (カ)特集には、学内で開催された、「特別講演」や「公開講座」なども掲載することができる。その特集を担当する者（担当委員）は編集委員の中から選ぶ。担当委員は講演者との窓口となる。担当委員は、講演者と連絡をとり、書面での研究論集掲載の承諾や講演原稿の校閲依頼などを、編集委員長の了解の許に行い、その経過を編集委員長に逐一報告する。編集委員長は、原稿受理に至る経過を確認する。

第 4 条 倫理等

- (ア)人権、著作権、臨床心理士等の倫理を侵すことにつながる研究や表現は認められない。
- (イ)研究論集に掲載された論文を無断で複製および転載することを禁ずる。

附則

この編集規程は、平成 17 年 03 月 23 日より施行する。

この編集規程は、平成 26 年 03 月 06 日より施行する。